

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年－ 31 (29.10. 3)	福祉保健	<p>医療機関の診療録開示請求に係る開示手数料について</p> <p>▶陳情理由 診療録（カルテ）の開示・謄写請求の手数料については、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項に、病院など個人情報取扱事業者が「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額」を定める旨の規定があり、厚生労働省も診療情報の提供等に関する指針（平成 15 年 9 月 12 日付医政発第 0912001 号別添。以下「指針」という。）を出しているが、この「実費」、「合理的な」額が不明瞭であり、病院によっては、5 千円、1 万円、2 万円などの高価な金額を請求するところもある。</p> <p>診療録は患者自身の情報であり、インフォームド・コンセント（十分な説明・納得と同意に基づく医療）、すなわち患者が自身の疾患情報について知り、納得の上で今後の治療等に生かすためにも、こういった高額な金額設定は、患者の情報公開請求権・自己情報コントロール権（法の制度趣旨）の行使を萎縮させてしまうこととなる。</p> <p>たとえば、陳情者が倉吉市内の医療機関に対し、自身の診療に係る診療録の開示請求をしたところ、当該医療機関から、1 枚 10 円程度のコピー代とともに、「文書代」として、5 千円もの手数料を請求された。</p> <p>その際、当該医療機関による説明は次のとおりであった。 （医療事務者） 「医療事務者だけでは出していいか判断できないので、医師に判断をおおぐ手間がかかる。」 （医師） 「これは診断書を出すのと一緒に自由診療なので、医療機関が好きな金額を決めていい。」 しかし、この見解には誤りがある。</p> <p>まず、指針において、「医療従事者は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合は、原則として、これに応じなければならない。」と定められており、開示はルール上の義務で、</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

原則応じるべきとされている。

また、初診料や再診料の中に診療録記入の料金は含まれているべきであり（医師法第 24 条第 1 項には、医師は患者を診療したら遅滞なく、診療録に経過を記録することが義務づけられている。）、診療録の作成（謄写）を請求したからといって、診断書や紹介状のように、新規の手間として、医師が何かを新たに記入するわけではない。コピーするだけである。

医師が対面して、問診や触診、目視で身体の高合診療をする「初診料」の保険適用前として 3 千円かからないのであるから（282 点、2,820 円。3 割負担保険適用なら 850 円。）コピーだけで 5 千円は不適當であり、「実費」を逸脱したものといわなければならない。

本来、医師会などが、各医療機関を指導すべきだが、十分な指導がなされておらず、今もこのような医療機関があるのは問題視されるべきである。

当該医療機関では、診療録開示請求書の事前準備もなく、請求に要する料金や手続などの掲示もなされておらず、問題があると感じた。指針では、「医療機関の管理者は、診療記録の開示手続等を定めた診療情報の提供に関する規程を整備し、苦情処理体制を含めて、院内掲示を行うなど、患者に対しての周知徹底を図らなければならない。」とされているからである。

陳情者は、当該医療機関に午後 1 時 30 分ころ行ったものの、医療機関側が診療録の開示に関しての手続や料金を迅速に判断できず、5 千円の手数料徴収の是非について、その場で鳥取県医療指導課や中国四国厚生局鳥取事務所へ確認したこともあって、結局、当日の午後 5 時まで開示されず、医師から「帰れ」と言われ、やむなく開示できないまま帰った。

この問題については、陳情者が鳥取県医療指導課に対し、「病院側に、通知等を遵守するよう指導してもらいたい」と電話したが、その際、鳥取県担当者からの回答は、「今、どうすればいいか困っている。この額が合理的かどうかという話だが…」という旨だった。中国四国厚生局鳥取事務所の回答は、「診療録謄写請求に関しては、法や指針があるが、後者は指針といえど基本的に守ってもらうことである。ただ、医療機関側が『実費』と言ってしまうと、その算定根拠は明確に患者に示されるべきだが、具体的な金額として 5 千円が正しいか正しくないか

を言うことは難しい。」という旨だった。

以上述べてきたように、この度の問題は、法 33 条第 2 項における「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額」が不明確であり、指針に留まることに起因する。

2014 年 10 月 8 日の読売新聞の記事によれば、「患者のカルテ開示請求に、高額な手数料を求める医療機関があるため、厚生労働省は、立ち入り検査の重点項目に開示手数料を新たに盛り込み、指導強化に乗り出した。」とあるが、実際に指導や立ち入り検査をする厚生労働省の下部機関である厚生局では開示手数料の 5 千円が高いか安いか判断できず、手をこまねていることが、この度のケースで発覚した。

よって、法やその施行規則、医師法など関係法令の改正により、診療録開示・謄写手数料の上限額・基準を設定するように求める意見書を、鳥取県議会として、地方自治法第 99 条の規定により提出していただきたい。また、鳥取県の担当部局において、医師会等を通じ、各医療機関に対し、法や指針の遵守を求めることを、鳥取県議会として、鳥取県当局に求めている。

▶**陳情趣旨**

- 1 個人情報保護法又はその施行規則等に診療録開示手数料等の上限額・基準を設定するように求める意見書を、鳥取県議会として、地方自治法第 99 条の規定により提出すること。
- 2 鳥取県の担当部局において、医師会等を通じ、各医療機関に対して個人情報保護法や診療情報の提供等に関する指針（厚生労働省）の遵守を求めることについて、鳥取県議会から鳥取県当局に求めること。